



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年 9月13日金曜日 第2504号

◇ 目 次 ◇

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....（税務課）... 691

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件）.....（農地整備課）... 691

保安林の指定.....（森林整備課）... 692

保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示.....（"）... 692

公有水面埋立免許の出願.....（港湾海岸課）... 693

東予港湾計画の変更の概要.....（"）... 694

海岸保全区域の指定の一部改正.....（"）... 694

急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防課）... 697

建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）... 697

道路の区域変更（県道久米垣生線）.....（"）... 698

道路の供用開始（県道久米垣生線）.....（"）... 698

土地改良区役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）... 698

医師の指定.....（身体障害者更生相談所）... 698

指定医師の所在地の変更.....（"）... 699

指定医師の辞退の届出.....（"）... 699

公 告

市道坂下津1号線九島大橋（上部工）建設工事.....（土木管理課）... 699

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....（選挙管理委員会）... 703

政治団体の届出事項の異動の届出.....（"）... 703

政治団体の解散の届出.....（"）... 704

公営企業公告

ハイブリッド手術室（OR）システムの購入.....（公営企業管理局総務課）... 704

雑 報

公示による通知.....（収用委員会事務局）... 705

正 誤

平成25年7月16日付け第2487号愛媛県選挙管理委員会告示第63号（直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数）中.....（選挙管理委員会）... 705

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1021号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、平成25年9月2日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成25年9月13日

愛媛県知事 中村時広

指定 番号	売りさばき人 氏 名	変 更 事 項	
		新	旧
36	一般社団法人愛媛 県獺友会 柴田 勇	1 氏 名 一般社団法人愛媛 県獺友会	1 氏 名 社団法人愛媛県獺 友会

○愛媛県告示第1022号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西条市氷見乙、氷見西新開、氷見東新開、氷見南新開、氷見北新開及び氷見石岡新開地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成25年9月13日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・氷見地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成25年9月17日から10月16日まで
- 縦覧場所

西条市役所本庁

○愛媛県告示第1023号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西条市広江、今在家及び氷見甲地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成25年 9月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・吉井地区）計画書の写し
2 縦覧期間
平成25年 9月17日から10月16日まで
3 縦覧場所
西条市役所本庁及び東予総合支所

○愛媛県告示第1024号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年 9月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所
西条市丹原町鞍瀬甲325、庚371の1、庚372の1
2 指定の目的
土砂の流出の防備
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めなし。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1025号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成25年 4月農林水産省告示第1166号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成25年 9月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Row 1: 北宇和郡鬼北町大字父野川上563, 北宇和郡日吉村大字日向谷45番地2, 那須周造, 森林所有者

Main table with 3 columns: 北宇和郡鬼北町大字父野川上, 北宇和郡日吉村大字父野川, 備考. Contains 20 rows of land information.

北宇和郡鬼北町大字父野川中1699	北宇和郡日吉村大字父野川甲2019番1 岡田 幾松	"
北宇和郡鬼北町大字父野川中1699	北宇和郡日吉村大字父野川124番戸 渡辺 武雄	"
北宇和郡鬼北町大字父野川中1699	北宇和郡日吉村大字父野川甲211番1 野川 幾三郎	"
北宇和郡鬼北町大字父野川中1699	北宇和郡日吉村大字父野川130番戸 林 政市	"
北宇和郡鬼北町大字父野川中1699	北宇和郡日吉村大字父野川131番戸 林 半治	"
北宇和郡鬼北町大字父野川中1699	北宇和郡日吉村大字父野川甲2024番地 岡田 貞一	"
北宇和郡鬼北町大字父野川中1699	北宇和郡日吉村大字父野川甲278番 尾崎 数太郎	"
北宇和郡鬼北町大字父野川中1733、1748、1775、1784	大阪府茨木市奈良町14番11号 岡田 忠	"
北宇和郡鬼北町大字父野川中1734	北宇和郡日吉村大字下鍵山甲99番地 金高 ミチエ	"
北宇和郡鬼北町大字父野川中1778	京都府長岡京市井ノ内下印田1番地16 谷本 松雄	"
北宇和郡鬼北町大字日向谷1639	伊予郡双海町大字串甲89番地 西岡 良人	"
北宇和郡鬼北町大字日向谷1640	北宇和郡三間町大字宮野下甲515番地 西岡 圭造	"
北宇和郡鬼北町大字日向谷1933	香川県高松市花園町一丁目10番2-34号 津場山 昇	"
北宇和郡鬼北町大字日向谷1938、1939	東宇和郡宇和町大字卯之町1番耕地1642番地 宮田 正志	"
北宇和郡鬼北町大字日向谷1938、1939	北宇和郡日吉村大字日向谷甲232番地 西村 政治郎	"
北宇和郡鬼北町大字日向谷1938、1939	伊予三島市中央五丁目10番4号 宮口 節枝	"
北宇和郡鬼北町大字日向谷1938、1939	北宇和郡日吉村大字日向谷甲735番地 高橋 利一	"
北宇和郡鬼北町大字日向谷1938	北宇和郡日吉村大字日向谷甲239番地 宮口 馬太郎	"
北宇和郡鬼北町大字日向谷1938	北宇和郡日吉村大字日向谷甲735番地 高橋 善吉	"
北宇和郡鬼北町大字日向谷1938	北宇和郡日吉村大字日向谷甲236番地 西村 定吉	"
北宇和郡鬼北町大字日向谷1938	北宇和郡日吉村大字日向谷甲742番地 石本 マサヨ	"
北宇和郡鬼北町大字日向谷1953	北宇和郡日吉村大字日向谷甲127番地 福岡 要	"
北宇和郡鬼北町大字父野川上839、886	北宇和郡鬼北町永野市1382番地 節安 利彦	"
北宇和郡鬼北町大字父野川上880、1009、1024	北宇和郡広見町大字小倉1420番地 節安 徳男	"

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1026号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、南予地方局建設部愛南土木事務所及び愛南町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成25年 9月13日

愛媛県知事 中村 時 広

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛南町

南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

代表者 愛南町長 清水 雅文

南宇和郡愛南町越田99番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡愛南町御荘菊川2244番1から2284番までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から20点までを順次直線で結んだ線、2点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L.+2.10m)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(南宇和郡愛南町御荘菊川2286番1地先の銭坪護岸に設置された金属鉾)は、北緯32度58分38秒、東経132度31分04秒の地点

1点は、基点から真北107度30分32秒193.71メートルの地点

2点は、1点から真北230度20分31秒28.43メートルの地点

3点は、2点から真北320度20分31秒15.00メートルの地点

4点は、3点から真北230度20分31秒15.00メートルの地点

5点は、4点から真北355度20分27秒15.00メートルの地点

6点は、5点から真北265度20分31秒33.00メートルの地点

7点は、6点から真北355度20分31秒1.00メートルの地点

8点は、7点から真北265度20分31秒3.10メートルの地点

9点は、8点から真北175度20分31秒1.00メートルの地点

10点は、9点から真北265度20分31秒36.90メートルの地点

11点は、10点から真北355度20分31秒1.00メートルの地点

12点は、11点から真北265度20分31秒3.10メートルの地点

13点は、12点から真北175度20分31秒1.00メートルの地点

14点は、13点から真北265度20分31秒23.90メートルの地点

15点は、14点から真北308度20分33秒23.00メートルの地点

16点は、15点から真北38度20分33秒1.00メートルの地点

17点は、16点から真北308度20分33秒3.10メートルの地点

18点は、17点から真北218度20分33秒1.00メートルの地点

19点は、18点から真北308度20分33秒23.90メートルの地点

20点は、19点から真北38度20分33秒28.49メートルの地点

ウ 面積

4,649.06平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡愛南町御荘菊川2244番1から2286番1までの地先公有水面

イ 区域

次のA点からS点までを順次直線で結んだ線並びにS点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町御荘菊川2286番1地先の銭坪護岸に設置された金属鉄）は、北緯32度58分38秒、東経132度31分04秒の地点

- A点は、基点から真北285度13分13秒6.55メートルの地点
B点は、A点から真北113度10分26秒21.63メートルの地点
C点は、B点から真北139度22分18秒28.69メートルの地点
D点は、C点から真北211度24分41秒2.78メートルの地点
E点は、D点から真北133度42分27秒32.93メートルの地点
F点は、E点から真北39度25分21秒20.40メートルの地点
G点は、F点から真北110度45分38秒7.75メートルの地点
H点は、G点から真北32度13分12秒18.64メートルの地点
I点は、H点から真北57度30分58秒3.39メートルの地点
J点は、I点から真北96度34分50秒18.35メートルの地点
K点は、J点から真北119度30分18秒13.87メートルの地点
L点は、K点から真北110度51分02秒22.68メートルの地点
M点は、L点から真北97度16分12秒12.88メートルの地点
N点は、M点から真北105度59分25秒23.67メートルの地点
O点は、N点から真北128度46分49秒15.21メートルの地点
P点は、O点から真北159度23分27秒21.55メートルの地点
Q点は、P点から真北185度32分24秒31.52メートルの地点
R点は、Q点から真北254度52分15秒162.30メートルの地点
S点は、R点から真北308度20分33秒127.14メートルの地点

ウ 面積

22,977.94平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 出願年月日

平成25年9月3日

○愛媛県告示第1027号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、東予港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成25年9月13日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

1 港湾計画の変更の概要

東予港港湾計画の変更の概要（昭和62年9月愛媛県告示第1161号）及び東予港港湾計画の変更の概要（平成17年5月愛媛県告示第1028号）によりその概要を告示した東予港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 土地利用計画

Table with 3 columns: 地区名, 面積(ヘクタール), 用途. Rows include 西条 with areas for 氾頭用地, 港湾関連用地, 工業用地, 交通機能用地, and 緑地.

注()の数値は、内数で、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画を示す。

(2) その他の計画

小型船だまり計画

Table with 2 columns: 地区名, 港湾施設. Row for 西条 includes 泊地, 防波堤, 物揚場, 船揚場, 氾頭用地.

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第1028号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年3月愛媛県告示第277号）の一部を次のように改正する。

平成25年9月13日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Comparison table between '改正後' and '改正前' regarding coastal protection areas, with columns for 燧灘沿岸, 地区, 地先, 海岸名, and 区域.

				(56条) 岡村 白 潟 港 (関 前 村)	一本 松 タベ ト 白潟	イ線、ロ線、ハ線、ニ線及びホ線によ り囲まれた区域 注 イ線 字タベト乙320番地々先港湾区 域境界標柱から白潟甲1296番地々先 防波堤先端まで引いた線 ロ線 イ線の終点から字一本松1136番 地の5地先樋門の左肩護岸まで引い た線 ハ線 ロ線の終点から87度20メートル の地点まで引いた線 ニ線 ハ線の終点よりイ線の起点から 33度20メートルの地点に至る白潟海 岸護岸天端前肩から陸地側20メー ルの線 ホ線 ニ線の終点とイ線の起点を結ん だ線
大 下 港 (今 治 市)	省略			(56条) 省略 大 下 港 (関 前 村)	省略	
岡 村 港 (今 治 市)	岡村	基点 1 から基点14までを順次結んだ 線並びに基点14、補助点 8、補助点 7、補助点 6、補助点 5、補助点 4、 補助点 3、補助点 2、補助点 1 及び基 点 1 を順次結んだ線により囲まれた区 域 基点及び補助点の表示(角度の表示 は、真北) 基点 1 は、長谷四等三角点(北緯34 度10分49秒、東 経132度52分42秒)か ら141度17分41秒388.87メートルの地 点 基点 2 は、基点 1 から278度58分51 秒40.45メートルの地点 基点 3 は、基点 2 から 0 度25分18秒 138.63メートルの地点 基点 4 は、基点 3 から23度25分23秒 122.96メートルの地点 基点 5 は、基点 4 から49度01分03秒 232.44メートルの地点 基点 6 は、基点 5 から 6 度48分19秒 70.47メートルの地点 基点 7 は、基点 6 から315度27分58 秒102.58メートルの地点 基点 8 は、基点 7 から12度35分55秒 101.41メートルの地点 基点 9 は、基点 8 から42度11分18秒 130.46メートルの地点 基点10は、基点 9 から32度54分12秒 62.22メートルの地点 基点11は、基点10から76度15分48秒	岡村 岡村	基点 1 から基点14までを結んだ線、 基点14と補助点14を結んだ線、補助点 14、補助点10、補助点 9、補助点 8、 補助点 7、補助点 6、補助点 5 及び補 助点 1 を順次結んだ線並びに補助点 1 と基点 1 を結んだ線により囲まれた区 域 基点及び補助点の表示(角度の表示 は、真北) 基点 1 は、越智郡関前村大字岡村甲 1037番地地籍図根三角点 K 1 (北緯34 度10分30秒、東 経132度53分02秒)か ら116度30分27メートルの地点 基点 2 は、基点 1 から258度00分33 メートルの地点 基点 3 は、基点 2 から358度00分125 メートルの地点 基点 4 は、基点 3 から21度00分146 メートルの地点 基点 5 は、基点 4 から46度00分225 メートルの地点 基点 6 は、基点 5 から 6 度00分65メ ートルの地点 基点 7 は、基点 6 から313度30分105 メートルの地点 基点 8 は、基点 7 から 8 度00分100 メートルの地点 基点 9 は、基点 8 から40度00分130 メートルの地点 基点10は、基点 9 から25度00分68メ ートルの地点		

		<p>100 .65メートルの地点 <u>基点12は、基点11から97度01分07秒</u> 44 27メートルの地点 <u>基点13は、基点12から116度32分53秒</u> 60 .10メートルの地点 <u>基点14は、基点13から133度27分51秒</u> 170 .71メートルの地点 <u>補助点1は、基点1から98度58分51秒</u> 92 .55メートルの地点 <u>補助点2は、基点4から113度50分41秒</u> 130 .98メートルの地点 <u>補助点3は、基点5から135度33分06秒</u> 100 .79メートルの地点 <u>補助点4は、基点6から73度30分51秒</u> 74 .18メートルの地点 <u>補助点5は、基点7から63度29分39秒</u> 74 .04メートルの地点 <u>補助点6は、基点10から127度27分27秒</u> 110 .65メートルの地点 <u>補助点7は、基点13から174度52分45秒</u> 158 .13メートルの地点 <u>補助点8は、基点14から160度41分08秒</u> 30 .94メートルの地点</p>			<p><u>基点11は、基点10から73度00分105メートルの地点</u> <u>基点12は、基点11から95度00分43メートルの地点</u> <u>基点13は、基点12から115度00分60メートルの地点</u> <u>基点14は、基点13から123度00分177メートルの地点</u> <u>補助点1は、基点1から78度00分70メートルの地点</u> <u>補助点5は、基点5から136度00分103メートルの地点</u> <u>補助点6は、基点6から79度00分55メートルの地点</u> <u>補助点7は、基点7から68度00分68メートルの地点</u> <u>補助点8は、基点8から113度00分57メートルの地点</u> <u>補助点9は、基点9から175度00分62メートルの地点</u> <u>補助点10は、基点10から117度00分77メートルの地点</u> <u>補助点14は、基点14から206度00分100メートルの地点</u></p>
<p>同</p>	<p>白湯</p>	<p><u>基点15から基点28までを順次結んだ線並びに基点28、補助点13、補助点12、補助点11、補助点10、補助点9及び基点15を順次結んだ線により囲まれた区域</u> <u>基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）</u> <u>基点15は、甲ノ峯四等三角点（北緯34度11分20秒、東経132度52分39秒）から265度29分32秒</u> 956 .25メートルの地点 <u>基点16は、基点15から57度22分47秒</u> 14 .69メートルの地点 <u>基点17は、基点16から136度16分42秒</u> 84 .21メートルの地点 <u>基点18は、基点17から111度55分18秒</u> 67 .43メートルの地点 <u>基点19は、基点18から124度11分06秒</u> 41 .26メートルの地点 <u>基点20は、基点19から101度14分41秒</u> 43 .43メートルの地点 <u>基点21は、基点20から114度33分58秒</u> 20 .49メートルの地点 <u>基点22は、基点21から138度50分11秒</u> 61 .17メートルの地点 <u>基点23は、基点22から157度27分24秒</u> 25 .49メートルの地点 <u>基点24は、基点23から143度55分38</u></p>			

秒63.49メートルの地点
 基点25は、基点24から165度30分16

秒55.64メートルの地点
 基点26は、基点25から191度25分12

秒49.95メートルの地点
 基点27は、基点26から171度18分52

秒87.58メートルの地点
 基点28は、基点27から260度55分46

秒14.93メートルの地点
 補助点9は、基点15から237度22分

47秒20.93メートルの地点
 補助点10は、基点17から210度48分

07秒37.48メートルの地点
 補助点11は、基点17から209度18分

24秒58.91メートルの地点
 補助点12は、基点23から255度38分

56秒52.62メートルの地点
 補助点13は、基点28から236度00分

00秒21.71メートルの地点

○愛媛県告示第1029号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成25年 9月13日

愛媛県知事 中村 時 広

岩水 A（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和49年 4月愛媛県告示第460号）岩水 Aの項で指定した標柱 2号と標柱 1号を結んだ線、標柱 1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱 7号と標柱 8号を結んだ線及び標柱 8号と標柱 2号を結んだ線に囲まれた区域

郡 市	町 村	字	地 番	標 柱
南宇和郡	愛南町	岩水	11番10	7号

		11番 1	8号
--	--	-------	----

深井 B

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から標柱 9号までを順次結んだ線及び標柱 9号と標柱 1号を結んだ線に囲まれた区域

郡 市	字	地 番	標 柱	
大洲市	阿蔵	フカ井	甲685番 1	1号
			甲686番 1地先	2号
			乙125番 1	3号
			乙131番 2	4号
			乙137番	5号
			甲700番	6号
			甲693番 1	7号
			甲691番 3	8号
			甲687番 1	9号

○愛媛県告示第1030号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年 9月13日

愛媛県知事 中村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般 - 24)第14978号	平成24年 4月17日	(有)中山組	中山 幸蔵	伊予郡砥部町宮内1885 - 47	平成25年 8月5日	土木工事業、大工工事業 及び・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 23)第4176号	平成23年 9月22日	三協ハウス工業(株)	橋山 博史	松山市姫原 3 - 8 - 38	平成25年 8月9日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 24)第15172号	平成24年 11月1日	(有)ファミリーホーム	菊地 一夫	伊予郡砥部町宮内1399アルブルビル2階F号室	平成25年 8月21日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 22)第7177号	平成22年 6月27日	泰三工業(株)	宮内 泰三	松山市空港通 4 - 3 - 2	平成25年 8月29日	土木工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第1031号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 9月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	久米垣生線	松山市古川南三丁目1213番1から 同市古川南三丁目1220番1地先まで	旧	メートル 28.8～94.0	キロメートル 0.141	
			新	33.8～129.0	0.141	

○愛媛県告示第1032号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 9月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市古川南三丁目1213番1から 同市古川南三丁目1140番3まで	平成25年 9月13日

○愛媛県告示第1033号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、城辺町城辺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 9月13日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	面 田 芳 紀	愛南町城辺甲4141 - 1
"	畑 田 藤志郎	愛南町城辺甲4801
"	上 田 隆 光	愛南町城辺甲3920
"	西 本 繁 夫	愛南町城辺甲3724
"	清 家 敏 夫	愛南町城辺甲2626
"	山 上 栄	愛南町城辺甲2608
"	田 口 弘 司	愛南町城辺甲2411 - 2
"	松 下 健 三	愛南町城辺甲2172
"	山 本 峰 雄	愛南町城辺甲364
"	安 田 彰	愛南町城辺甲1563
"	平 田 貢	愛南町城辺甲616
"	富 岡 盛 市	愛南町城辺乙412
"	岡 田 敏 弘	愛南町増田2619
監 事	松 岡 國 雄	愛南町城辺甲4367

"	清 家 久 雄	愛南町城辺甲2606
"	石 崎 進	愛南町城辺甲277

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	楠 島 壽 郎	愛南町城辺甲4241
"	稲 垣 稔	愛南町城辺甲4928 - 1
"	立 花 繁	愛南町城辺甲4034
"	安 蔭 三 秋	愛南町城辺甲4488
"	清 家 敏 夫	愛南町城辺甲2626
"	山 上 栄	愛南町城辺甲2608
"	田 口 弘 司	愛南町城辺甲2411 - 2
"	中 川 順 治	愛南町城辺甲2177
"	山 本 峰 雄	愛南町城辺甲364
"	安 田 彰	愛南町城辺甲1563
"	平 田 貢	愛南町城辺甲616
"	富 岡 盛 市	愛南町城辺乙412
"	岡 田 敏 弘	愛南町増田2619
監 事	松 岡 國 雄	愛南町城辺甲4367
"	清 家 久 雄	愛南町城辺甲2606
"	石 崎 進	愛南町城辺乙277

○愛媛県告示第1034号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成25年 9月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	社会医療法人石川記念会HITO病院	山 岡 豪大朗	四国中央市上分町788番地 1	平成 25年 9月 1日
視 覚 障 害	眼 科	市立宇和島病院	鎌 尾 知行	宇和島市御殿町 1番 1号	平成 25年 9月 1日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌 尿 器 科	愛媛県立今治病院	渡 辺 隆 太	今治市石井町 4丁目 5番 5号	平成 25年 9月 1日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	近 藤 琢 也	東温市志津川	平成 25年 9月 1日

○愛媛県告示第1035号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成25年 9月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
井 出 雄 久	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市榎ヶ坪269 - 1	愛 媛 県 立 今 治 病 院	今治市石井町 4 - 5 - 5	平成25年 4月 1日
忽 那 辰 彦	社会医療法人石川記念会HITO病院	四国中央市上分町788 - 1	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市榎ヶ坪269 - 1	平成25年 8月 1日
稲 葉 慎 二	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町 1 - 1	喜 多 医 師 会 病 院	大洲市徳森字小鳥越2632 - 3	平成25年 8月 8日
黒 光 浩 一	社会医療法人社団更生会村上記念病院	西条市大町739	く ろ み つ ク リ ニ ッ ク	今治市郷新屋敷町 3 - 4 - 11	平成25年 9月 1日

○愛媛県告示第1036号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成25年 9月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
心 臓 機 能 障 害	内 科	喜多医師会病院	青 野 潤	大洲市徳森字小鳥越2632 - 2	平成 25年 8月13日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年 9月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
市道坂下津 1号線 九島大橋（上部工）建設工事
- (2) 工事場所
愛媛県宇和島市坂下津から蛤まで
- (3) 工事概要
ア 橋梁上部工事（3径間連続鋼床版桁橋製作・架設）一式
イ 橋長 468メートル
ウ 道路幅員 5.5（7.25）メートル
エ 使用する主要な資機材 鋼材約2,572.1トン
- (4) 工期

工事請負契約の成立の日の翌日から平成28年 1月31日まで

- (5) 予定価格
2,789,600,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) その他
ア この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
イ この公告の工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の工事である。
ウ この公告の工事の入札は、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年 8月17日制定）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、紙入札を希望する者は、知事の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。
エ この公告の工事の入札は、愛媛県建設工事標準型総合評価落札方式実施要領（平成23年 8月 8日制定。以下「総合評価

実施要領」という。)に定義する標準型総合評価一般競争入札により行う。

オ この公告の工事の入札には、愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱(平成19年4月1日制定。以下「低入札価格調査制度実施要綱」という。)に基づく低入札価格調査制度を適用する。

2 入札参加資格を有する者

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱(平成6年11月愛媛県告示第1275号)第2条第2項に規定する特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)として、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 構成員の数が2者であり、任意かつ自主的に結成されたものであること。
- (2) 代表者である構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 知事の審査を受け、工事種別「鋼構造物工事」について平成25年度の特定調達契約(愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年愛媛県規則第69号)第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札等に参加する資格を有すると認められた者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱(昭和63年8月1日制定)に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと(民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)

オ 次に掲げるこの公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者との間に資本関係若しくは人的関係を有する者でないこと。

商号 株式会社長大

所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目20番4号

カ この公告の工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でない者であること。

キ この公告の工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係を有する者でないこと。

ク 平成23年度又は平成24年度に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の鋼構造物工事に係る工事成績評定点(完成検査時の評価によるものとする。以下同じ。)を有する場合は、工事成績評定点の平成23年度の平均点数又は平成24年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。

ケ 鋼構造物工事業について、特定建設業の許可(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。)を受けている者であること。

コ 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(その審査基準日が申請書の提出期限の日から起算して過去1年7月以

内であるもののうち、直近のものに限る。)の結果通知書の総合評定値が、鋼構造物工事に於いて1,200点以上の者であること。

サ 海上での施工による橋梁部分の支間長が120メートル以上の鋼橋上部工(連続箱桁)の工事(次のいずれかに該当するものに限る。)の元請(共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が20パーセント以上の者に限る。以下同じ。)としての施工実績を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の鋼構造物工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

(ア) 申請書の提出期限の日から起算して過去15年間に完成した公共工事であつて、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム(コリンズ)に施工実績が登録されたもの

(イ) 申請書の提出期限の日から起算して過去15年間に完成した請負代金額が500万円以上の公共工事(ア)に掲げるものを除く。)であつて、当該公共工事に係る工事請負契約書の写し、発注者の施工証明書(愛媛県発注工事の場合は不要とする。)、図面等を提出できるもの

シ 次の要件を全て満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること。

(ア) 技術士(建設部門(鋼構造及びコンクリート)に係るものに限る。)又は一級土木施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証(鋼構造物工事業に係るものに限る。)及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(イ) 申請書の提出日において3月以上にわたって代表者である構成員と継続的な雇用関係にある者であること。

(ウ) 海上での施工による橋梁部分の支間長が120メートル以上の鋼橋上部工(連続箱桁)の工事(サ^(ア)又はサ^(イ)のいずれかに該当する公共工事であつて、元請として施工したものに限る。)に監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事した経験(当該工事の工期の2分の1以上を占める従事経験に限る。)を有すること。ただし、当該従事経験が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の鋼構造物工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事経験として認めない。

ス 構成員のうち、出資比率が最大の者であること。

(3) 代表者以外の構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア (2)アからコまでに掲げる要件

イ 橋梁部分の支間長が120メートル以上の鋼橋上部工(連続箱桁)の工事(2)サ^(ア)又は(2)サ^(イ)のいずれかに該当する公共工事に限る。)の元請としての施工実績を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の鋼構造物工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

ウ 次の要件を全て満たす主任技術者を専任で配置することができる者であること。

(ア) (2)シ^(ア)に掲げる要件

(イ) 申請書の提出日において3月以上にわたって代表者以外の構成員と継続的な雇用関係にあること。

(ウ) 橋梁部分の支間長が120メートル以上の鋼橋上部工（連続箱桁）の工事（(2)サ(ア)又は(2)サ(イ)のいずれかに該当する公共工事であって、元請として施工したものに限る。）に監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事した経験（当該工事の工期の2分の1以上を占める従事経験に限る。）を有すること。ただし、当該従事経験が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の鋼構造物工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事経験として認めない。

(4) 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

(5) 共同企業体の有効期間が、次に定める期間であること。

ア この公告の工事の契約の相手方となった場合は、当該工事の請負代金の精算払を受けるまでの間

イ この公告の工事の契約の相手方とならなかった場合は、当該工事の契約の相手方が確定するまでの間

3 入札参加資格の確認

(1) この公告の工事の入札に参加を希望する者は、愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる申請書類を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し

ウ 入札参加資格確認資料

(2) (1)に掲げる申請書類の提出は、代表者となろうとする者が電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムへの利用者登録を完了した上で行わなければならない。ただし、紙入札方式による場合にあっては、この限りでない。

(3) (1)に掲げる申請書類は、電子入札システムにより平成25年9月13日（金）から24日（火）までの電子入札システムの稼働時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）以外の日の午前9時から午後8時まで（最終日は午後5時まで）をいう。以下同じ。）に提出すること。ただし、紙入札方式による者にあっては、アに掲げる期間内にイに掲げる場所へ、申請書類を持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ア 受付期間

平成25年9月13日（金）から24日（火）までの受付時間中（県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）

なお、郵送等による場合にあっては、平成25年9月24日（火）午後5時までに、イに掲げる場所へ必着のこと。

イ 受付場所

愛媛県土木部管理局土木管理課

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2643

FAX番号 (089)912 2639

電子メール dobokukanri@pref.ehime.jp

(4) 入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者に対して、平成25年10月1日（火）までに、電子入札システムにより通知

する。

なお、紙入札方式による者にあっては、書面により通知する。

(5) その他

ア (1)に掲げる申請書類の作成等に係る費用は、当該書類を提出した者の負担とする。

イ 提出された申請書類は、返却しない。

ウ 詳細は、入札説明書による。

4 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、知事に対して書面により説明を求めることができる。この場合には、3(4)の通知をした日の翌日から平成25年10月10日（木）までの受付時間中に3(3)イに掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。

(2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、平成25年10月17日（木）までに、書面により行う。

5 標準型総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価項目

総合評価実施要領第5条に定めるところによる。

(2) 評価の方法

ア 入札参加資格を満たす場合に100点の基礎点を、20点を満点とする技術提案に係る加算点を与える。

イ アにより得られる基礎点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって評価を行う。

ウ 各評価項目の配点等詳細は、入札説明書による。

(3) 適正な履行の確保

受注者の責により、提出された技術提案の内容と同等以上の施工をしなかったと認められる場合は、総合評価実施要領第11条の規定により工事成績評定点を減点し、及び違約金を徴収する。

6 入札説明書の掲載等

(1) 掲載期間

平成25年9月13日（金）から10月25日（金）まで

(2) 掲載場所

入札情報公開システム

<http://ebid.cals-ehime.lg.jp/ppi.html>

(3) なお、設計書、図面及び仕様書については、平成25年9月13日（金）から10月22日（火）までの間において、入札説明書に定めるところにより貸与し、又は閲覧に供する。

(4) 入札説明書について質問がある場合は、電子入札システムにより、平成25年9月17日（火）から10月11日（金）までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、質問事項を記載した書面を持参又は郵送等により提出することができる。詳細は、入札説明書による。

(5) (4)の質問に対する回答は、平成25年10月17日（木）から22日（火）までの間において、入札情報公開システムにより公表する。

7 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札の期間

平成25年10月23日（水）から25日（金）までの電子入札システムの稼働時間中

(2) 開札の日時

平成25年10月28日（月）午後3時

(3) 開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第二別館5階入札室

(4) 入札書の提出方法

原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、紙入札方式による者にあつては、持参又は郵送等により提出すること。

(5) 持参による入札の取扱い

持参による入札の場合は、入札書は、平成25年10月23日（水）から25日（金）までの受付時間中に3(3)イに掲げる場所へ提出すること。

(6) 郵送等による入札の取扱い

郵送等による入札の場合は、入札書は、平成25年10月25日（金）午後5時までに3(3)イに掲げる場所へ必着のこと。

(7) 入札関係書類の提出について

ア 入札に際し、次に掲げる書類を併せて提出すること。

(ア) 工事費内訳書（入札書に記載される金額に対応したものとし、工事区分及び工種ごとに、金額を記載すること。）

(イ) 技術提案書

イ アに掲げる入札関係書類の作成等に係る費用は、当該書類を提出した者の負担とする。

ウ 提出された入札関係書類は、返却しない。

(8) 入札方法

ア 入札回数は、1回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 低入札価格調査制度実施要綱第3条第1項に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者は、平成25年10月31日（木）午後5時までに、入札説明書に定めるところの資料を3(3)イに掲げる場所へ持参して提出すること。

8 落札者の決定方法

(1) 開札後は、落札者の決定を保留し、標準型総合評価落札方式に係る技術提案の評価を行う。この場合において、技術提案に係る加算点については、愛媛県建設工事総合評価審査委員への意見聴取の上、決定する。

(2) 1(5)の予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最高の評価値をもって入札を行ったもの（以下「最高評価値入札者」という。）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容及に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札を行った他の者のうちの最高評価値入札者を落札者とすることがある。

(3) (2)の場合において、最高評価値入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 落札者の決定は、原則として、愛媛県建設工事総合評価審査委員への意見聴取の日の翌日から起算して3日（その期間中に県の休日がある場合においては、県の休日を除く。）以内に行う。ただし、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、この限りでない。

(5) 落札者が決定した場合は、直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとする。

なお、入札結果は、仮契約締結後、入札情報公開システムにおいて公表する。詳細は、入札説明書による。

9 契約締結後のV E 提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能及び性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書等による。

10 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、金融機関の保証の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約を締結し、又は契約保証の予約を行った場合は、入札保証金の納付を免除する。

イ 入札保証金の納付期間（納入通知書（愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）様式第7号（その1））によるもの）

平成25年10月2日（水）から23日（水）まで

ウ 金融機関の保証、入札保証保険契約又は契約保証の予約に係る書類（以下「入札保証に係る書類」という。）の提出期間等は、次のとおりとする。

(ア) 提出期間

平成25年10月2日（水）から25日（金）までの受付時間中

(イ) 提出場所

3(3)イに掲げる場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送等により提出すること。

(エ) 金融機関の保証期間又は入札保証保険契約の保険期間には、入札保証に係る書類の提出日から平成26年3月31日（月）までの期間を含むこと。

(3) 契約保証金

契約に際しては、請負代金額の10分の1（低入札価格調査に係る契約にあつては、請負代金額の10分の3）以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債又は金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効等

ア 入札参加資格を有しない者及び3(1)に掲げる申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに愛媛県建設工事入札者心得、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）、総合

評価実施要領及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

イ 入札参加資格を有することを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

ウ 構成員の中に入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱（平成22年6月1日制定）に基づく排除措置の期間がある者の提出した入札書は、無効とする。

エ 7(7)アに掲げる書類を提出しなかったときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

オ 設計図書に定める仕様に基づくものと認められない技術提案を行った者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 別に配置を求める技術者
低入札価格調査を経て締結した契約については、監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の専任での配置を求める。詳細は、入札説明書による。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 契約の成立
ア この公告の工事に係る請負契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づく愛媛県議会の議決を得たときに成立する。

イ 落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

(8) 特定調達契約に係る競争入札等に参加する資格の審査を受けていない者の参加
2(2)ア又は2(3)アの知事の審査を受けていない者で共同企業体の構成員になろうとするものは、当該共同企業体に係る申請書を提出するまでに、知事の審査を受けなければならない。

(9) 契約条項を示す場所及び問合せ先
愛媛県土木部管理局土木管理課
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2643
FAX番号 (089)912 2639
電子メール dobokukanri@pref.ehime.jp

(10) その他
詳細は、入札説明書による。

11 Summary
(1) Nature and quantity of the construction work to be required: Construction work on the Kushima Bridge (Municipal Road Sakashizu Route 1)
(2) Time limit of tender: 5:00 p.m., 25 October, 2013
(3) For further information, please contact: Public Works Administration Division, Administration Subdepartment, Public Works Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2643
FAX 089 912 2639
e mail dobokukanri@pref.ehime.jp

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成25年9月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
白石勇二後援会	二 神 學	野 口 克 幸	松山市上野町甲1624 - 1	平成25年7月3日	
武田元介後援会	武 田 元 介	藤 田 浩 志	宇和島市栄町港3 - 7 - 10 - 1105	平成25年7月19日	
児玉やすひこ後援会	吉 岡 猛	生 山 哲 也	大洲市若宮340 - 3	平成25年7月26日	
ゆだて秀樹後援会	二 宮 豊 和	米 田 満 也	大洲市常磐町124 - 4	平成25年7月31日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成25年9月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党松山支部連合会	会 計 責 任 者	原 俊 司	土井田 学	平成25年7月2日	政党の支部

愛媛県農政同志会	代 表 者	梶 谷 昭 伸	林 正 照	平成25年 7月 5日	
山田としお愛媛県後援会	代 表 者	梶 谷 昭 伸	林 正 照	平成25年 7月 5日	
	会 計 責 任 者	稲 荷 亨	武 智 龍 治		
自由民主党愛媛県農政同志会支部	代 表 者	梶 谷 昭 伸	林 正 照	平成25年 7月 5日	政党の支部
愛媛県美容政治連盟	代 表 者	谷 泰 臣	松 本 善 重	平成25年 7月 8日	
	会 計 責 任 者	谷 泰 臣	松 本 善 重		
内倉長蔵後援会	代 表 者	岡 原 哲 善	清 水 憲	平成25年 7月10日	
愛媛県行政書士政治連盟	会 計 責 任 者	山 本 大 樹	仙 波 十三夫	平成25年 7月10日	
自由民主党愛媛県ハイヤー・タクシー支部	代 表 者	渡 部 光 男	中 矢 悦 雄	平成25年 7月18日	政党の支部

○愛媛県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成25年 9月13日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
一 色 一 正 後 援 会	一 色 智 津 子	平成25年 3月31日
関 谷 た い ら 後 援 会	友 近 靖 男	平成25年 7月 1日
な か よ し の 党 愛 媛 県 支 局	新 道 文 江	平成25年 7月 1日
畑 田 藤 志 郎 後 援 会	畑 田 芳 馬	平成25年 7月 1日
新 党 大 日 本 健 嵐 会	杉 田 健 二	平成25年 7月22日

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年 9月13日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

1 入札に付する事項

- (1) 件名
ハイブリッド手術室（OR）システムの購入
- (2) 購入物品名及び数量
ハイブリッド手術室（OR）システム 1式
（使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。

- (4) 納入期限
平成26年 1月31日（金）まで
- (5) 納入場所
愛媛県松山市春日町83番地
愛媛県立中央病院
- (6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で次の事項に該当する者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法

電子入札システムによる。

(2) 入札書の受領期限

契約条項及び入札説明書の掲載場所
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。
http://ebid.cals-ehime.lg.jp/ppi.html

(3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限

平成25年10月9日(水)午後5時00分まで。

(4) 入札書の受領期限

電子入札システムによる場合は、平成25年10月24日(木)から平成25年10月28日(月)までの電子入札システム稼働時間中(午前9時00分から午後8時00分まで(ただし、10月28日は午前9時59分まで))。

紙入札による場合は、平成25年10月28日(月)午前9時59分まで。

(5) 開札の日時及び場所

平成25年10月28日(月)午前10時00分
愛媛県公営企業管理局会議室(愛媛県庁第二別館2階)

(6) 問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2794

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成25年10月9日(水)午後5時00分までに電子入札システムにより提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をも

って有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。
紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Hybrid operating room system, 1 set

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 28 October 2013

(3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

雑 報

○公示による通知

住所不明

西本 ヤス(愛媛県宇和島市津島町高田丁185番4の土地登記簿表題部所有者)

住所不明(ただし、住民票の住所 埼玉県坂戸市西坂戸三丁目26番25号)

毛利 啓

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局(愛媛県土木部管理局用地課)において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第6条の2において準用する同政令第5条第5項の規定により、平成25年10月3日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成25年9月13日

愛媛県収用委員会

会長 市川 武志

平成25年8月28日付け25媛収第14-6号審理の開催について(審理開催の通知)

正 誤

○正 誤

平成25年7月16日付け第2487号愛媛県選挙管理委員会告示第63号(直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数)中

ページ	箇所	誤	正
539	1(2)選挙権を有する者の総数の50分の1の数	23.80	23.807